

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.45
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	小川 浩平
【住所又は本店所在地】	東京都港区
【報告義務発生日】	2025年12月11日
【提出日】	2025年12月18日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1 名
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したため

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	大黒屋ホールディングス株式会社
証券コード	6993
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	小川 浩平
住所又は本店所在地	東京都港区
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	顧問
勤務先名称	大黒屋ホールディングス株式会社
勤務先住所	東京都港区港南四丁目1番8号

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	大黒屋ホールディングス株式会社 人事総務部 岩瀬茂雄
電話番号	03-6451-4300

（2）【保有目的】

純投資

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	41,404,232		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 44,397,092	—	H
新株予約権付社債券（株）	B	—	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 85,801,324	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） (O+P+Q-R-S)	T		85,801,324
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		44,397,092

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年12月11日現在）	V 707,822,870
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)	11.41
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	27.19

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年12月11日	新株予約権証券	18,087,992	2.40	市場外	取得	(行使価額の調整による増加)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、2025年10月31日付で、合同会社Sバンク（以下「Sバンク」という。）及び株式会社キーストーン・パートナーズ（以下「KSP」といい、Sバンクと併せて「KSPら」と総称する。）との間で株主間契約書（以下「本契約」という。）を締結し、発行者の株式について、以下を合意しております。

（1）提出者は、2025年10月31日付の発行者及びKSPら間の資本業務提携契約書（以下「本資本業務提携契約」といいます。）に基づく発行者普通株式のSバンクへの第三者割当増資が実行され、有効かつ適法に効力を生じた日（以下「本クロージング日」という。）から1年間が経過する日までの間（以下「譲渡等禁止期間」という。）、KSPらの事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約締結日において提出者の保有する発行者の株式等（以下「本株式等」という。）を第三者に対して譲渡、承継又は処分（担保権の設定を含み、以下「譲渡等」という。）をしてはならないものとする。

（2）提出者は、譲渡等禁止期間の経過後において、本株式等の譲渡等を行おうとする場合（但し、立会市場内において売却する場合を除く。）には、KSPらに対し、速やかに（遅くとも当該譲渡等を行おうとする30日前までに）書面によるその旨及び概要を通知し、譲渡等の方法、相手方、数量、時期等について、事前にKSPらと誠実に協議するものとする。

（3）提出者は、本クロージング日以降3年間（但し、本クロージング日から3年以内にSバンク又はSバンク並びにKSP及びKSPが無限責任組合員を務めるファンドが直接若しくは間接に資金提供を行う者が発行者の株式等を保有しなくなった場合には、その時点まで）、発行者の株式等の買付その他の取得をしてはならない。但し、本契約締結日において提出者の保有する新株予約権の行使による普通株式の取得を行う場合は、本条の違反を構成しないものとする。

（4）提出者は、発行者の株主として合理的に可能な範囲で、本資本業務提携契約に規定する取引が適法かつ有効に実行されるために必要となる措置（発行者の臨時株主総会における賛成の議決権行使を含む。）を行うものとする。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	925,142
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	925,142

② 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③ 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

